

# 首都大学東京全学共通科目に関する授業評価アンケート実施要綱

22 首都大管教第 545 号

制定 平成 23 年 4 月 1 日

## (目的)

**第 1 条** 首都大学東京（以下「本学」という。）における全学共通科目に関する授業評価アンケート（以下「授業評価アンケート」という。）は、全学的に行うファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一環として、本学における教育の現状を把握し、今後の授業改善に資することを目的とする。

## (実施主体)

**第 2 条** 授業評価アンケートは、首都大学東京FD委員会（以下「FD委員会」という。）及び首都大学東京教務委員会基礎教育部会（以下「基礎教育部会」という。）が実施する。

## (実施対象科目)

**第 3 条** 授業評価アンケートは、本学の全学共通科目のうち、次の各号に掲げる教育プログラムを対象に実施する。

### (1) 前期に実施する教育プログラム

- ア 実践英語 I a
- イ 情報リテラシー実践 I
- ウ 基礎ゼミナール
- エ 都市教養プログラム
- オ 理工系共通基礎科目

### (2) 後期に実施する教育プログラム

- ア 実践英語 II b
- イ 情報リテラシー実践 II A・II B・II C
- ウ 都市教養プログラム
- エ 理工系共通基礎科目

## (実施時期)

**第 4 条** 授業評価アンケートは、前期及び後期とも試験期間前の約 2 週間で実施する。具体的な実施期間については毎年度定める。

## (実施形式)

**第 5 条** 授業評価アンケートは、同一の科目について、学生を対象とするもの（「学生による授業評価アンケート（SE）」）と、教員を対象とするもの（「教員による授業評価アンケート（TE）」）を実施する。

2 授業評価アンケートは、回答肢の選択による択一項目及び自由記述項目により実施する。

- 3 授業評価アンケートの質問項目は、FD委員会、基礎教育部会及び各教育プログラムの担当部会において審議のうえ、決定する。

**(集計及び結果の報告等)**

**第6条** 授業評価アンケートの調査結果は、FD委員会の責任により、回答者及び科目の属性が特定できないような形に処理した上で集計する。

- 2 前項の規定により集計された教育プログラムごとの評価結果概要は、FD委員会及び基礎教育部会において資料として配布するとともに、FD委員会のウェブサイト及びFDレポート「クロスロード」に掲載することなどにより学内に周知する。
- 3 授業ごとの集計結果は、各授業担当者へフィードバックする。
- 4 全体の調査結果を学生へ周知するため、教育プログラムごとの集計結果等をリーフレット等にまとめ公開する。
- 5 授業評価アンケートの結果の取り扱いについては、別に定める。

**(その他)**

**第7条** 授業評価アンケートは、各授業担当者及び学生へ協力を依頼するが、回答については任意とする。

- 2 学生による授業評価アンケートへの回答の有無及び内容を学生の成績評価に利用することはできない。
- 3 授業評価アンケートの個別結果は、教員個人の評価には用いない。

**(事務局)**

**第8条** 授業評価アンケートの事務は、首都大学東京管理部教務課が行う。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。